

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

会津坂下町長 古川庄平

市町村名 (市町村コード)	会津坂下町 (07421)	
地域名 (地域内農業集落名)	金上地区 (細工名集落)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月19日 (第1回)	

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<ul style="list-style-type: none"> <li>・本集落の担い手は19経営体であり、うち集落内の自作農家が12経営体である。入作農家は全て認定農業者で6経営体である。</li> <li>・集落内の高齢化が進んでいるが、個々の自作農家で可能な限り継続していく方向。</li> <li>・水利に関しては現状問題ないが、細工名区は末端に位置しているので水不足の際に不安がある。</li> </ul>
---

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> <li>・すべての農地について、基本的には現在の耕作者で営農を継続する。</li> <li>・高齢や後継者がいない等を理由にやむを得ず離農する場合、委託に関しては基本的には個々の意思を尊重し、可能な限り入作農家を含めた担い手に集約することで、自分たちの集落を自分たちで守っていくことを目指す。</li> </ul>
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	30.91 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	30.91 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。
---

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
入作農家を含めた担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地中間管理機構を通して進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
離農等に伴う農地移動は、入作農家を含めた担い手の経営意向(規模拡大等)などを考慮しながら、農地中間管理機構を通して集積していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
農地の集積及び集約化(団地化)の進捗に合わせ、高低差がない圃場について畦畔除去等による水田の大規模区画化を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
専業化にこだわらず、現在の経営形態や経営意向を尊重し、集落内の多様な農業経営体が相互に協力し合い、共存する集落農業を確立していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
町内の農業支援サービス事業者が提供する農作業支援メニューを積極的に活用し、農業経営継続に向けた作業効率化や省力化に取り組む。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

③防除や追肥作業等についてスマート農業(委託含む)を取入れ、作業省力化によるコスト縮減、所得確保を目指す。  
 ⑦多面的機能支払交付金事業の活動を実施し、自作農家・委託農家・集落住民が協力して農地保全等の取組を維持・発展させていく。